

令和2年 第9回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 12月16日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 第 9 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会
令和 2 年 1 2 月 1 6 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 一般質問〔山本賢一議員、中村俱和議員〕
- 第 3 議案第 1 号 美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 2 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 第 6 議案第 4 号 令和 2 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 7 議案第 5 号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 8 議案第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 意見書案第 11 号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書について
- 第 1 0 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（1名）

3番	増山	和則	議員
----	----	----	----

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君
副	町	池	田	由	行	君
会	計	鈴	木	貴	久	君
総	務	小	杉	昌	敏	君
ま	ち	今	瀧		毅	君
移	住	高	島	和	浩	君
税	務	川	合	実	智	代
住	民	高	木	比	斗	志
保	健	今	野	聖	貴	君
地	域	高	崎	史	江	里
子	ど	櫛	山	尚	代	君
商	工	栗	原	行	可	君
文	化	平	間	克	哉	君
農	林	吉	川	智	巳	君
建	設	山	下	浩	史	君
水	道	長	野	克	哉	君
町	立	観	音	太	郎	君
総	務	鈴	木		誠	君
総	務	松	岡		歩	君
教	育	千	葉	茂	美	君
管	理	梶	原	祐	治	君
図	書	山	上	修	司	君
農	業	只	野		透	君
農	業	富	田	敏	博	君
代	表	大	西	宣	充	君

○書記

事務局長 新村 猛 君
次 長 才 川 育 世 君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。昨日に引き続き、定例会2日目、ご参集いただきましてありがとうございます。今日は一般質問と議案の審議となっております。今一度、質問と質疑の違いをですね、思いながらですね、やっていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は、13人であります。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番中村俱和議員と8番桑谷覺議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き、通告の順番に発言を許します。それでははじめに、12番山本賢一議員。

（「はい」の声）

12番山本議員。

（12番 山本 賢一議員 登壇）

○12番（山本賢一議員） 番号12番山本賢一、質問方式、回数制限方式、質問事項1、製粉工場建設について。質問の要旨、美瑛町における基幹産業である農業において、耕地面積11,600haの25%にあたる約3,000haが小麦栽培となっており、主要作物と位置づけられています。近年では、品種改良や生産技術の向上で安定した生産につながっております。2011年に品種登録された超強力粉品種「ゆめちから」の導入により、幅広い食品分野での用途が広がり、特に安定した価格や品質からパン・中華麺を中心に多くの食品業界での需要が伸びている状況です。さらに、消費者の関心も高く、特に国産小麦の「安全・安心」の

観点からも輸入小麦から国内小麦への切り替えが進んでいる状況です。しかしながら、町内で生産される小麦を差別化し、ブランド化を進め優位販売に結び付けていく過程において障壁となっているのが製粉の問題でした。

今回建設計画が進んでいる製粉工場の稼働により、高品質な小麦粉を産地で生産することで、地産地消や6次産業化など地域の産業の活性化につながると思われます。さらに、輸送コストの低減などで安価で町内に提供できることや、麦生産者にとっても輸送費などの経費負担が減り所得増に結びつくことが期待されます。

現在、製粉工場建設に向けて進んでおりますが、町としての対応について、次の点を伺います。

- (1) 今後、町として製粉工場建設に向けての協力体制について。
- (2) 道路などのインフラ整備について。
- (3) 今後の企業誘致に向けて町としての取り組みについて。

質問の相手は町長でございます。

質問事項2、農業分野における新型コロナ対策について。質問の要旨、新型コロナの感染は世界中に猛威を振るい、現在も終息の兆しも見えない状況です。日本国内においても冬の訪れとともに第3波による感染拡大が深刻化しております。「G o T oキャンペーン」の実施により飲食業や宿泊業の回復の兆しが見えていましたが、感染の急拡大に伴い経済との両立より感染対策が急務となり「G o T oキャンペーン」の一時停止、休業や時短営業要請と飲食業などの外食産業にとっては、ますます厳しい状況が予測されます。さらに、順調に推移してきたインバウンド需要の「消滅」と重なり大きな打撃となっております。

今後の飲食業の営業縮小は、農産物の需要の内、中食、外食産業などの業務用食品の流通を鈍化させ、業務用米や一次・二次加工された野菜や小麦、砂糖、豆類など町内で生産される作物などの需要減少も見られ、今後、感染の長期化が深刻化していくことで、生産現場にもこれまで以上の影響が起こればと思われ、現段階での影響は限定的と思われ、今後、消費縮小による在庫の滞留や価格低下の長期化が懸念され、農業経営にも影響が予測されます。

国や道の対策もこれから打ち出されると思われ、美瑛町農業の実情に適した町独自の支援策をこれから講じていく必要があると思われ、今後の対応策について伺います。

質問の相手は町長でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 12番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） おはようございます。昨日に引き続きまして、一般質問、どうぞよろし

くお願いいたします。12番山本議員からの2点にわたる質問に対して、答弁申し上げます。

まず1項目、製粉工場建設についてでございます。本町の農業は、恵まれた自然と豊かな大地の下で経営が展開され、畑作4品を中心とした作付により輪作体系を維持し、地域を支える基幹産業として大きな役割を果たしており、第1次産業としての農業とこれに関連する第2次・第3次産業に関わる事業を融合させることにより、総合的かつ一体的な産業化を進めることが重要な施策体系であるものと考えております。

1点目につきましては、製粉工場の建設は、美瑛産小麦のブランド化や差別化による農業の更なる発展、食文化の創造や雇用の確保など、本町のまちづくりに大きく寄与するものと期待しており、本事業の推進に当たっては、地域との協議も必要になることから、役場内関係課及び関係機関が綿密に連携する中で、建設事業への協力並びに支援に努めてまいりたいと考えております。

2点目につきましては、現在の建設予定地は、現状が砂利道である町道村山線に接しており、今後、製粉工場の稼働及び施設等を利用される皆さまの利便性を踏まえた中で、道路や水道施設等の整備、景観に配慮した建物や電柱の整備等について検討が必要であることから、事業関係者と協議連携の上、地域の皆さまの御意見を伺いながら、地域の実情に十分配慮し進めてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、美瑛町企業振興促進条例に基づく一定規模以上の設備投資に対する5年間の固定資産税の不均一課税措置、3年間の雇用助成等の支援制度の周知を図りながら、町として可能な範囲の支援策について企業側と協議を進めるなど、誘致の推進を図ってまいります。

また、現状のコロナ禍において人口が集中する首都圏の企業等は、地方へ目を向けつつあります。地域産業のみならず、移住促進の面などからも企業誘致は重要と考えており、旭川空港から近く、物流面においても国道や鉄道があるなど、本町のメリットをいかしながら、誘致活動を進めてまいります。

質問項目2点目、農業分野における新型コロナ対策について答弁申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や臨時休校などにより、外食向け業務用食品の需要が大幅に減少となり、また、2020東京オリンピック・パラリンピックなど、大型イベントの需要を見込んだ製品の在庫も膨大となった結果、流通の鈍化や価格の下落が生じております。

本町におきましても、町内の加工業者の製品が出荷できず、製造品の保管冷凍庫が確保できない状況の中、受入れができなかった一部の加工野菜について、ほ場での廃棄を余儀なくされており、生産現場においては、議員御指摘のとおり、今までに経験したことのない影響が起ることが予想されます。

新型コロナウイルス感染症の収束が一向に見えない中、生産者が安心して作付けができる支

援策につきましては、本定例会において新型コロナウイルス感染症対策事業として、加工野菜等次期作対策支援事業の補正予算を計上させていただいており、この事業が次期作に向けた生産者の安定した作付けと美瑛の農畜産物のブランド維持につながるものと考えております。

今後においても、農畜産物の品目によって流通の鈍化や価格の下落などの時期が異なり、影響の把握や分析が難しいことが予想される状況にあります。各関係団体との連携を密にしながら、国の第3次補正や新たな補助事業などの有効活用とともに、現在編成中の次年度予算において、美瑛の農畜産物のブランドの維持、市場での差別化、また、何よりも生産者の皆さまが安心かつ自信をもって生産できる環境づくりに向けて施策を重ね、美瑛の基幹産業である農業の持続的な発展に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 12番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

12番山本議員。

○12番（山本賢一議員） 12番山本です。今回、製粉工場の建設ということで、近年になく大型の企業進出ということになるかと思えます。この製粉会社はですね、長年からの美瑛町にですね、製粉工場を建設したいという構想を持って今まで進んできてるということで、ようやくここに来て実現するという形になっております。この理由としてやはりおっしゃってるのはですね、やはり美瑛町の農業景観、この中での小麦の製粉工場を建設してですね、麦畑の中での工場で製粉したいという形でこうなっております。やはりそれは美瑛町の農業景観これだけやはり著名なってますけども、美しいという部分があると思えます。今後やはりこれらがですね非常にブームができた訳ですけども、ただ、今までなんですけども、農業分野とその農業所得に向けて、観光とのつながりというのは中々なかった訳ですけども、今回のこの建設によってですね、やはり先ほどの質問でも申し上げましたけれども、所得に結びつくという形のはっきりしたものが出来上がってきたのかなと思えます。やはり今後ともですね、この美瑛町で生産された小麦を100%その製粉工場で製粉するという形で、これが全国各地、ひいて言えばこの計画の中では世界までという風に視野に考えてこれから進めるというようなことを聞いております。ですので、このブランド化、それから差別化というのは本当にこれが差別化だとかブランド化につながっていくという風に思われますので、非常に美瑛町にとっても貢献度は大きいですし、また、工場自体も法人を美瑛町に置くということですので、また貢献度も大きいと思えます。それから、農業全体の部分についても振興の中でも、非常にこれから良い状況で素晴らしく進んでいくと思えます。その中でなんですけれども、今の現段階で答弁でもいただいておりますけれども、関係機関とこれから色々と進めていく、それから町自体のですね、これから協議等もやっていかなくちゃいけない訳ですけども、具体的にどこまで進んでいるのか、どのような状況になっているか、まずその部分について1点目で質問したいと思

ます。

それからもう1点ですね、道路の部分なんですけれども、インフラもそうなんですけど電気、水道、それから道路という形でこの部分なんですけれども、幹線道路から大体700メートルぐらい離れてると思うんですね。実際、その場所には電気、水道はありませんから、これから整備していかなくちゃいけないという部分と、道路自体も元々はこれほとんど農道で使われている部分ですから、この工場建設によつてのトラック等の輸送が頻繁になるということで、この部分について、今後どういう風に整備していくのかというのが非常に地域住民、特に農家の方々ですね、心配されている部分でございます。やはり今の、数十年前にこれ一回整備はされている訳なんですけれども、道路幅等も狭いので、今後必要かと思ひますし、また、作業等に支障を来すということも考えられますので、それも十分ですね、農業関係者との協議の上ですね、道路建設において設計の段階からしっかりと話を聞いた中で進めていただきたいと思ひます。

それと同時にですね、もう一点心配されている部分ですね、工場建設は良いんですけれども、それと同時にその建設までに道路整備、多分間に合わないような状況が生まれてくると思ひますけれども、そうなってくるとですね、工事車両が非常に頻繁に通行するというところで、埃とかそういう問題が出てきて、農作物に影響が出るんじゃないかというようなことを言われている、その住民説明会の中で、そういう問題も指摘を受けております。過去にもこの地域、マイルドセブンの丘なんかそうだったんですけれども、道路整備を行う前に観光客がたくさん訪れてですね、埃等で農作物多大なる被害を受けたという経緯がありますので、そういうことも踏まえてですね、今後しっかりとですねその対応をですね、これ工事業業者も勿論行うとは思ひますけれども、町としての対応も必要かと思ひますけれども、それについてですね、どのように今後進めていくのか、この2点について、まず最初に伺いたいと思ひます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、製粉工場の進出についてでございます。私もこの製粉工場関係者の方からお話をお伺いしたこともございまして、長年美瑛町で、自分のところの製粉工場を持つという願ひ、希望があったんだということでございまして、今回、その一歩が踏み出せるのかなと期待しているところでございます。事業者側様からの、こういう構想であるというお話は現在、伺っておりますけれども、そこより一歩踏み込んだ段階ではございません。事業計画案について担当課としてお話を伺っております、詳しい中身についてはこれから協議をしていくということになるかと思ひしております。事業会社様、そして農協さん、地元生産者の皆さま方、多くの方のご意見を賜りながら、町として取り組んでいける部分につきまして積極的に推進してまいり、そういう姿勢で臨んでいこうと思ひてでございます。また、麦、小麦でございますので、美瑛町の農産物、農業にとりましても、大変比重も大きいし位置づけも大きい、

高いものがある農産物だと思っております。そのブランド化を今後進めていただく大きな基地になる、そういう期待も持って農業全体としての振興の面からも期待をかけているところでございます。

もう一点のご質問、道路関係についてでございますけれども、こちらにつきましても現状今申しましたとおり、概要をお伺いしているという段階ですので、具体的に中身についての協議までに検討までに入っておりませんが、ご指摘、ご心配の点を踏まえまして、まずは、町道でございますので、町としてここをしっかりと整備していく、それに当たっては工場としての機能を果たす上での道路の整備、それと共に、畑の中を歩いて行く道でございますので、隣接する畑を中心とした生産者の方々への利便性、あるいは影響、迷惑が出ないような形でも、整備設計のあり方などについても、当然、含めて考えてまいりたいと思っております。道路整備の時期等につきましては、繰り返し申してまいりますが、まだ具体的にあるものではございませんけれども、埃等の被害のご心配、今ご指摘いただきましたので、その点も十分に踏まえまして、地元生産者の方々との説明会なり協議会を開いて、皆さまのご意見を賜って影響の出ない形で事業が進んでいくよう、努めてまいり所存でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) それではこの企業誘致の部分なんですけれども、答弁いただいておりますけれども、条例に基づいてということで固定資産税ですとか、雇用の助成等を行うということになってますけれども、これだけでは中々企業誘致には進んでこないのかなと思います。町として誘致活動を進めるということなんですけれども、具体的にどういう風に進めていくのかという部分とですね、移住定住これ同時に考えていかないといけないのかなという部分もあって、やはり働く場所がなければ、やはり、移住定住にもつながってこない部分もあるんじゃないかなと思いますので、今後それについてしっかりとやっていかないといけないんじゃないかなと思いますけれども、まずその部分と、それから、今回もそうなんですけれども、場所の問題ですね、やはりいくら良い話があったとしてもですね、中々場所の選定ですとかそういう部分の中々うまくいかなかったりですとか、それからインフラ等の整備もですね中々出来てなかったりして、今までもこの町に対してどれだけこの問い合わせ等があったのか分かりませんが、こういう部分がやはりネックになってきている、また、ミスマッチも起きてきているんじゃないかなと思います。

特に移住でもそうですけれども、景色の良いところに住みたいですとか、そういうことがあった時に中々そういう場所が見つからないということもあつたりというのを聞いております。今回の企業誘致もそうですけど、ここまで大きな、大規模な企業でなくてもですね、中小の部分であればそういうところで、もし開業するという風になっても中々難しいかと思っておりますので、

町側としてもある程度こういう部分については、用意するという訳じゃないですけども、何かそういうようなお考えはないのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、1点目の企業誘致の部分でございます。ご答弁申し上げました、現行条例に基づいて企業誘致をPRし来ていただくという取り組み、そして優遇策も答弁申し上げたとおりの中身で行っているところでございまして、より一層、ぜひ美瑛町に来ていただくよう誘致活動に力を入れていきたいと思っております。一方で、この条例が想定している、受入企業、誘致される側の企業規模が、一定以上の大きさという想定もありますので、中々現状の希望と合わないのではないかとご指摘をこれまでも賜っているところでございます。そういう意味で、ご指摘のとおりミスマッチという部分も生まれているのかなという風に思っている部分もございまして。起業、起こす業、それこそお一人、お二人ぐらいの方が、美瑛町内でもっと事業を起こしやすい環境、スタートアップといいますか、起業の支援策を今後講じていくことで、より小規模な形で美瑛で仕事を始められる、そういう体制の支援策について、今検討しているところでございまして、今後形にしていきたいなという風に思っております。また、起業でありましたらそこが職場になる訳でございますけれども、それ以外の移住定住につきましても、働く場所というのは一番大きな課題であるという認識は持っておりますので、美瑛町内の働く場、雇用の場がこれだけありますよということを、もっと積極的に移住希望者に対してお知らせしていく、そういう取り組みと共に、美瑛の中で働きやすい環境、働く場に来れない原因を探りまして、より美瑛で働きやすい環境づくりにも取り組んでまいりたいと思っております。

また、2点目のご質問、今少し関連しておりますけれども、立地等でございます。こちらも色々対処はしてまいりたいと思っておりますけれども、一方で、山本議員さん、一番お分かりの通り、農地法と農業振興地域等様々な農地に係る部分につきましては、現行法上の制約もありますので、その部分につきましては、やはり、美瑛町の基幹産業である農地を守るという、そういうところの意味が大変大きい、意義のある制度でございますので、ここの兼ね合いの中で、しかし、有効に活用できる立地につきましては、庁内で把握をしてご紹介できる、そういうような仕組みをつくってまいりたいという風に考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。質問変えたいと思います。新型コロナにおける農業分野への影響ということですけども、答弁の中にもありましたけれども、補正予算等で今年、今回ですね、対策という形で支援対策ということで計上されておりますけれども、今年の方は

これでなんですけれども、来年に向けてといいますか、今後に向けてということなんですけれども、非常に今後、予測できないものですから、どうなっていくかというのはあくまでもの話でしかできないんですけれども、現実問題として今もう既にですね、色んなところで影響が出ております。例えば、そばなんかは在庫過剰になっておりまして、国の方で支援金ですか、出してですね、大手コンビニ等に引受けてもらうような形での対策を打ってますし、それから他にもお米の価格も下がっておりますし、それから小麦についてはですね令和3年産、来年度の部分なんですけれども既に入札が終わっておりますし、15%程下がっております。これはただ単にコロナの影響だけではないんですけれども、下がり幅としては、そういうような形で大きくなってますし、また入札状況もですね、0.7倍という形で非常に低調な状況ということになっておりまして、今後これはですね、価格等にまた更に影響を及ぼすようなことがあるということもございます。また、美瑛も畑作4品の中でも砂糖等も需要も低迷しているということも今報道されておりますし、それから、豆類においては特に小豆ですね、こちらの方はもうほぼ消費が進んでないと。もう既に一年以上の在庫の積み上げ等が発生しているようなということも聞いております。

今後はやはり、その他にもですね色んな影響が出てくる訳なんですけれども、実はこういうようなことってというのは、豊作年ですとかそういうことがあればですね、こういうことが起きる訳なんですけれども、ただ今回ちょっと違うのは、例えば価格が下がれば消費が伸びるとかっていうこと、それから外国産から国産に切り替えるということが出てきます。ところが今回はですね、まるっきり消費がない訳です、なくなってる訳ですから、どういうことをしてもこれ在庫が過剰になっていくということになりますので、それを考えていきますと、今後の対策というのは非常に難しいかなと思います。災害年ではないですけども、一応災害年と同等の扱いで今まで町がですね色んな助成をしてきて支援を行ってきたと思いますけれども、それに準じた形で今後、各品種ごとに行っていくことも必要になってくるのかなと思います。やはり厳しい状況に追い込まれていきますので、やはり農家個々を、各農家をですね、しっかりと支援していくということが必要になってくるかと思えます。そうでないと本当に大変な状況になってくるかと思えますので、まずその辺で、今後の支援体制の部分でなんですけれども、そういうことも踏まえた形で、今後どういう風に進めていくのか、まず最初に伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、議員ご指摘のとおりでございまして、この新型コロナウイルス禍の中での農業界を巡る影響の出方というのは、まだ予測がつかない、もう既に影響の芽は出てるんでしょうけど、それがどのように広がっていくのかが他の産業とは違う、より予測の難しいところだなと思っております。まさにその価格面の低迷がどこまで行くのか、あるいは在庫

ですよね、在庫がどの程度、過剰に積み上げてしまっていくのか、まさに先が読めないような状況であるという風に認識をしております。それだけに、美瑛町といたしましても農業者生産者の皆さま方の現場の声を聞かせていただく中で、どこに有効的なご支援をさせていただけるのか、どこに対するご支援をさせていただければ有効になるのかというところを検討して具体的な支援策を考えていきたいと思っておりますのでございます。

現在でも行っておりますけれども、今直前のお話、ご質問出ましたけれども小麦につきましては小麦のブランド化を進めていくという取り組みを更に次年度も継続してまいりたいと思っておりますし、今年度から始まっております農福連携の取り組みなど、他産業分野との連携の強化なども図っていく必要があるかと思っておりますし、ご指摘ございました、災害年と同じ基準という意味でございましたら、米の生産安定支援というの、これまで美瑛町やっております。その辺りの必要性についても十分考慮しながら、次年度の予算編成の中でしっかりした形を出していきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。今答弁いただきましたので、しっかりと行っただきたいなと思います。一番この部分で今心配している部分ですと、例えばこれコロナが終息して、経済状況が通常通りに戻ったとしてもですね、先ほどから申し上げておりますとおり在庫過剰になっていたりですとか、生産体制がかなりこう逼迫するような大変な状況になってますので、通常に戻るまで時間がかかってくるんじゃないかなと思います。その間ですね、例えばこれ、今町長伺ってるのは単年度の話だと思いますけれども、数年に渡って、これは行っただけいけないといけないんじゃないかなという風に思います。それからですね、これどれだけ長期化するか、状況どうなるか分からないんですけども、このままいきますと農業経営においてもですね、やはりかなり逼迫する部分も出てくると。資金調達ですとか借入等も起こさないと、今後立ち行かなくなるなんてことも想像の段階ですけども、そういうことも考えられます。そういう場面において、国なんかもこれについては支援対策よくあるんですけども、金利補てんですとか、保証料の助成ですとか、そういうのはあるんですけども、そういうものもありますけれども、町としてですね、その辺についての対策も考えていく必要があるんじゃないかなという風に思います。

やはりその最後にですね、やはり美瑛町は美瑛町として、農業分野においてですね、しっかりと支援対策を行っていくんだということをですね、改めてこの来年度に向けて、また、これからに向けてですね、しっかりやっていくんだということをですね、町長の方からですね表明していただくということが、やはり農業者にとってみれば非常に心強い部分になってくると思いますので、ぜひともその辺についてですね、どういう風にお考えになってるか、最後に伺っ

て終わりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、改めてでございますけれども、ご指摘のように農業に対する新型コロナウイルスの被害がどういう影響が出るのか非常に難しい状況、そしてそれが単年度では恐らく、私もそう思います。単年度で終息するものではなくて、この被害状況というのは、農業、加工品の特性を考えたら、数年に及んでいくだろうなというスパンで物を考えております。その中で、いかに町として、自治体として、どのようなご支援ができるのか、きっちりと先を見据えた中で、取組策について考えてまいりたいと思っております。ご指摘いただきました資金面での必要性も出てくるかもしれないということも、もちろんでございます。農業生産現場へのご支援はもちろんですけれども、経営活動に対する多面的なご支援のあり方も、あらゆる面から、どのようなご支援ができるのかを検討してまいりたいと考えております。

美瑛町にとりまして、農業は基幹産業でございます。ここの基幹産業である農業が弱ってまいりますと、美瑛町の経済界、産業界全体への影響は計り知れないものがございます。そういう意味で、農業を守っていくというような美瑛町にとって最大、大切な仕事でございますので、あらゆる支援策、あらゆる方策を検討し、効果的な実績が出るような支援策について、予算編成の中でも含めて、また今後の長いスパンという中を考慮いたしまして検討し、実行してまいりたいと考えております。

○議長(佐藤晴観議員) 12番議員の質問を終わります。

次に、6番中村俱和議員。

(「はい」の声)

6番中村議員。

(6番 中村 俱和議員 登壇)

○6番(中村俱和議員) はい、番号6番中村俱和、質問方式、時間制限方式です。質問事項、経済的弱者の実態調査と対策について伺います。質問の要旨、新型コロナウイルス感染の第3波の襲来は、全国の自治体にとって更なる大きな課題となっております。

本町は、農業主体とはいえ、長期化する経済停滞によって観光業、小売業をはじめとした売上減少の影響は大きく、町の経済的打撃は計り知れません。新型コロナウイルスの影響によって、働く時間や日数が減少したり、職を失ってしまったパート従事者や短期間従事者が増えている実態について、行政は直視しなければなりません。

町は、町民向けの対策として、町税の徴収猶予、住民票などの発行手数料の免除、宿泊クーポン券配布とプレミアム付商品券の発行、冬の生活支援事業として1万円支給を行っていますが、更に実効ある生活支援が必要であると考えます。

町長は、選挙公約の中で「社会的弱者を生まないまちづくり」を掲げました。経済的弱者の救済は、住み良いまちづくりにとって避けて通ることのできない課題です。

そこで、次の3点についてお聞きします。

(1) パート従事者や低所得者など経済的弱者支援の基本的な考え方について。

(2) 町民の就業や生活の実態等の調査を早急に行う考えは。

(3) パート従事者や住民税非課税者など経済的弱者に対して、実効ある生活支援を行う考えは。

質問の相手は町長です。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 6番中村議員の1点のご質問、経済的弱者の実態調査と対策について答弁申し上げます。新型コロナウイルス感染症につきましては、全国各地で新規感染者が増加している中、北海道においては、札幌市や旭川市等におけるクラスターの発生など、引き続き予断を許さない状況にあります。

本町においては、11月29日に町内において新たな感染者が確認されたところであり、防災無線やホームページ等を通じて、新型コロナウイルス感染症予防対策の周知徹底に努めているところです。

また、新型コロナウイルス感染症に係る本町独自の経済対策としましては、本年3月の緊急経営支援対策特別融資貸付金の創設を始め、美瑛町経営支援事業による各事業者等に対する給付金、町民利用クーポン券の配布やプレミアム付商品券の発行、上下水道料等の減免など、現在まで様々な経済対策を講じてまいりました。

1点目と3点目につきましては、自らの責任によらず、経済的、社会的に苦しい立場におかれた方々を支援することは、行政が果たすべき大切な責務であると考えています。その観点から、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に苦境に立たされている方の支援は重要と考えております。

本町独自の低所得者世帯に対する支援策としましては、本年10月に開催された第7回臨時会の補正予算で提案し、お認めいただいた冬の生活支援事業を実施しているところです。今後においても、国の支援策等を注視しながら、本町独自の実効ある支援策について検討していきたいと考えております。

2点目につきましては、これまで町民の皆さまの意識調査や観光協会及び商工会での会員調査により、その実態把握に努めてきたところであり、これらを基に役場窓口や電話等での各種

相談に対応しているところです。

今後においては、本町独自で取り組んできた新型コロナウイルス感染症に係る各種経済対策の検証も行いながら、引き続き役場窓口等における相談体制の強化に努め、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う町内の実態把握に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。私は（1）から（3）までの三つの細部についての質問をいたしました。その中で（1）の質問ではですね、経済的な弱者支援に当たっての基本的な考え方をお聞きした訳ですけども、これはですね法的にどのような捉え方なのかということをお聞きしている訳です。つまり、憲法ですね、国民の権利をどのように行政の中に実現していくかという、こういう課題なんですね。これは美瑛町だけじゃなくて、日本全国の自治体にとっても同じことなんですけども。そこでですね、町長は答弁の中で、自らの責任によらず、経済的、社会的に苦しい立場におかれた方々を支援することは、行政が果たすべき大切な責務とおっしゃいました。これは正論だと思いますね。町長の公約の一つにはですね、社会的な弱者を生まないまちづくりということも掲げております。今回の答弁も、町長の公約もですね、どちらも憲法の理念を行政に活かしていくんだという、そういう理解でよろしいのかどうか、もう一度、ご確認いたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、端的にお答えすれば、日本国憲法の精神を守り、それを行政の中で遂行していくという立場でございます。もちろん自治体でございますので、法に基づいた事業、業務を行っております。法の定めに従い、今後とも、行政としての役を果たしていきたいと考えているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。はい、理解いたしました。それでは（2）の質問に移ります。就業やですね生活等の実態調査ですね。しかし、この実態調査って言うてもですね、言葉で言ってるのは簡単なんですけども、しかし実現するとなると中々難しい課題だと思っております。コロナのですね長期化する中で、弱者を支援することは、避けて通れない課題であると、当然思うんですけども、実態調査というのはですね、個々のケースを重ねていくってことは、これはもう基本的に大事なことなんですけども、その積み重ねなんですけどもね、最終的にはですね、最終的にどういう風な情報を得ていくかということなんです。最終的に

はですね、全体像を掴むことなんですよ、それも数値化した全体像です。これがですね、美瑛町では中々、これまでの行政の中でも中々できていなかったんだと私は感じているんですけども、町長はですね、町民の意識調査や実態把握に努めているとお答えになりました。それではですね、努めていた結果、どのような情報が得られたのか、お聞きします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 大変幅の広いご質問でございますので、的確にお答えできなければ、また再質問していただきたいと思っておりますけれども、先ほど答弁申しましたより、あらゆる局面の中で町民の皆さまの実態、意向、意識というのは伺っているところでございます。窓口業務の相談一つをとりましても、その中で、町民の皆さまの様々な生活実態というのを伺うことができますし、そのような情報一つ一つを積み重ねることが大切でありますし、それが引いては全体像の掌握にもつながるのかなと思ってございます。また、私としましては未来トークという形で、町民の皆さまと直接やりとりをさせていただき、そういう場も設けてございますので、より積極的に私の方からも出ていって、町民の皆さまの今の実態、お考えをお聞かせいただいているところでもございます。その他、この新型コロナウイルスに関して申しますと、先ほど言いましたけれども、観光協会、商工会さんそれぞれが会員さんへの実態調査をしておりますので、その数値を届けていただいて把握をしているところでございますし、美瑛町内、役場におきましても、これまで保健センター、子ども支援センター、あるいはLINE公式アカウントなどを通じて、それぞれの利用者さんのからの新型コロナウイルスの影響具合についてお話を伺っております、数値統計としてデータで集約をしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。結論を言ってしまうとですね、町の経済的な格差は依然として厳しい、むしろコロナが相まって、厳しく加速されてると私は思うんですけどもね。町内ですね、住民税非課税者の割合はですね、道内の中でもかなり高いのではないかなと思います。まず前提としてですね、こういう経済的な弱者の方々はですね、本人から中々申告しづらいものです。これは前にも指摘したことがあるんですけどもね。しかしですね、その中でも、そういう状況の中でもはっきりしていることは一つあるんです。これはね、実態の調査を捉えているところはやはり税務課なんですよ。税務課では住民税の計算をして、そして課税通告をしてる訳ですね。ここが確かな情報を掴んでるんです。しかしですね、他の課でもですね、色んな町民の声が上がってきていますからね、この税務課さんだけの情報対応ではとても対応しきれないと思います。やっぱり、各課の連携が必要ではないかなと思うんですね。今現在町にはそういった経済的な弱者に対する専門部署っていうのはない訳ですよ。やはり、

連携を行っていく、それからもう一つは、専門部署を設けるとかですね、しかし、今すぐできることはやはり連携ではないでしょうか。伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、おっしゃるとおりでございます。税制面、所得面からの把握という意味では、税務課で把握できている状況でございます。しかし、非課税、課税という区別はできますけど、そのデータを、データといいますか、その実態からどのようなご支援をしていくのかというところのつながりというのは、今後、していかなければならない課題かなと思っております。一方で、様々なご相談事があると思います。ご高齢者の方の福祉の面からのご相談もあろうかと思ったり、子育ての面もあろうかと思ったり、教育に関することもあろうかと思ったり。それぞれの根っこにあるところは、例えば社会的弱者な立場に置かれてることによって生じる様々な課題があろうかと思ったりしますが、その課題の表れ方は、各課にまたがる、各課それぞれの担当に分野に及ぶものでございまして、直接的にそこにご相談に応じて、協力をさせて、ご支援させていただくにはやはりその担当課が一番力になれるという体制ですので、一元的にその社会的弱者の方々対応の課というのは、すぐにするということも難しい問題もございまして、現状、各課が応じている、その日頃の業務を更に精度を高めて効率効果の良いものにしていくということが大切なと思っております。そういう意味で、議員ご指摘のとおり、連携がとれてないのかというご指摘につきましては、より一層、社会的弱者の方々、生活の困窮具合という視点から横串を刺していくような連携をしていくという取り組みは更に必要だろうと考えております。ただ、それを各担当課、担当者同士の意思疎通、風通しの良さの醸成に今後努めてまいりたいという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。(2)のですね、質問を続けてさせていただきます。3年前ですね、当時の浜田町政の場合の時ですね、住民税非課税世帯の数が発表されましたね、1,730世帯であるとお答えになりました。当時の全世帯数が4,767世帯でした。ですから36%になるんですね。これはですね、世帯を構成している人、2人または1人かもしれません、1人、2人、3人いるかもしれません。その中のどの方も住民税を払っていないという数字なんですね。ですから、住民税非課税者の数とはまた違うんですよ。少なくなるんですね。こちらが高給取りして、こちらが働いてないという家庭もあるでしょうから中には。だけど、この36%の数値というのにはですね、当時、私たち議員は、角和議員も含めてですね、衝撃を受けたはずですね。広報びえい、今年4月の世帯数は4,763世帯ですね、あまり変わってないんですね。もしもですね、非課税の割合が、仮にですよ、仮に横ばいであ

るとすれば、1,700世帯を超えます。更にですね、個人別非課税者の割合は、5割に迫っているのではないかと私は思われます。そこでですね、町長もですね、前の町長と同様にですね、非課税世帯の数をきちんと把握すべきではないかなと、これ急いでやるべきではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時21分）

再開宣告（午前10時21分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、非課税者数につきましては、現状でも把握しておりますけれども、非課税世帯となりますと、数字は押さえていないというのが現状でございます。今後の支援策のあり方を考えていく中で、必要であろうと思われましたら非課税世帯についても集計を進めていきたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、了解いたしました。続いてですね、最後の（3）の質問に移ります。経済的な弱者に対する実効ある支援についてですね。10月の臨時議会ではですね、冬の生活支援金として対象者が約800人ということでしたね、これが可決されました。しかしこれはですね、住民税非課税世帯の数から見ればですね、約半分の半分ぐらいではないかなと思われるんですね、ざっとですね。冬の生活支援と言いますけども、冬の期間というのは、はっきりしてるのは11月から3月まで5カ月間ですね。1年の中の大部分が、半分弱が冬の期間として、国からも認められてる訳ですね、約150日間ですね。この1万円をですね、150日で割ると1日に67円なんです。当然、町長はご承知だと思うんですけどもね。だから更なるですね、支援が必要ではないかなと思うんですね。どのようにお考えなんでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、冬のというのに限らなくてもでございますけれども、必要なご支援の方に対しまして、有効な効果的な支援策を示していくというのが、町としての役割であろうと思っております。ただ、今現在でも、様々な国・道も救済策、あるいは、減免猶予策、様々なものが講じられております。その中で、更に自治体として、美瑛町として上乘せをすとか横出しをしていくとか、厚みを持たせていくという支援策というものも含めてどういような

形が一番効果的であるのかというようなものを探らせていただきたいと思います。また、冬の支援の金額の多寡につきましては、様々ご意見もあろうかなと思いますけれども、今ある限られた財源の中でご支援させていただくという形で、前回、ご決議をいただいたところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。それではですね、町長の公約の中にですね、予算編成改革がありましたね、掲げております。これは非常に大事なことだと思いますよ、弱者対策を行う上にはですね、予算編成当然、改革をしていかなければなりません。答弁ではですね、支援策を検討していきたいと、お答えになりましたが、弱者救済は急を有する課題です。これは誰が見ても、そう感じるでしょう。今の時期はですね、新年度予算の編成に向けて作業を行ってる最中だと思うんですけどもね、ここですね今こそですね、財源をしっかり確保することが必要だと思うんですけどもね、町長はですね、全てのやはり行政権の最高権を持つてるんですね、決定権ですよ。やっぱり町長の意思が全体の予算の配分にも反映されるはずですね、これは今までの慣習じゃなくて、それを改革と町長おっしゃった訳ですからね、当然そこに町民は期待してる訳です。いかがでしょうか、どのようにこれから改革をしていくんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、今まさに予算編成の最中であり時期でございます。そして、予算編成の改革につきましても、現在進行形で行っているところでございます。例えばでございますけれども、これまでの前例で前年度事業の積み上げという形ではなくて、きちんとKPIを評価して、成果を定めて、その成果により、より充実させるべきなのか、あるいは、事業の役目としてはもう終えたものであれば縮小廃止をしていくという、メリハリをつけた、一つ一つの小事業につきまして、成果主義に基づいた見直しを図っているところでございます。また、今般の予算編成に当たりましても、町長の査定というのは、この後予定されておるんですけども、その前の予算編成に入る最初の段階で、一度各課と協議をさせていただきまして、私としては、次年度こういうところを重点にしてもらいたいというような協議、お話もさせていただきました。その上で各課の方で予算を出していただくという形もっております。そういう意味では、私の意向をより各課の皆さんが情報共有として共感をいただいているのかなと思っております。でございますけれども、なお一層、自分がやりたいからこれやるという、そういうわがままな編成であってはなりませんけれども、町民の立場に立って、ここが必要であろう、また、議会の皆さまからのご提案を受けて、ここはやっぱり必要だということについては、今後とも指示をし、メリハリのある予算編成に努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の質問を終わります。

これで通告のありました質問は全て終了しました。これをもって一般質問を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時28分）

再開宣告（午前10時45分）

日程第3 議案第1号 美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第3、議案第1号、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、1頁から5頁。制定の要旨は、別冊資料の1頁から2頁になります。本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで都道府県及び市を対象としていた公費による選挙費用の負担制度を町村にも同様に拡大することができることとされたため、本条例を制定するものでございます。はじめに議案を朗読し、その後、資料によりご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、議案集5頁の附則の前までの条文の朗読を省略させていただき、資料によりご説明をいたします。別冊資料の1頁になります。

1の制定の要旨につきましては、冒頭で説明したとおりですので、説明は省略をさせていただきます。

2の制定の概要ですが、第1条では、条例制定の趣旨について規定し、第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用に係る規定で、第2条においては、選挙運動用自動車を公費負担で使用できる範囲について、第3条では、選挙運動用自動車の使用の契約締結及び選挙管理委員会に対する届出について、第4条では、選挙運動用自動車の使用の契約類型ごとの公費負担額及び支払手続について、第5条では、選挙運動用自動車の使用の契約の指定について規定しております。また、第6条から第8条までは、選挙運動用ビラの作成に係る規定で、第6条では、選挙運動用ビラの公費負担について、第7条では、選挙運動用ビラの作成の契約締結及

び選挙管理委員会に対する届出について、第8条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について規定しております。また、第9条から第11条は、選挙運動用ポスターの作成に係る規定で、第9条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について、第10条では、選挙運動用ポスターの作成の契約締結及び選挙管理委員会に対する届出について、第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続について規定しております。第12条は、条例の施行に関し必要な事項の委任について規定し、附則では、条例施行期日について規定しております。

3の施行期日は公布の日からの施行となります。資料の説明は以上でございます。

議案集に戻り、議案集5頁の附則を朗読いたします。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案第1号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第1号の審議については、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号の審議は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4 議案第2号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第2号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明をいたします。議案集は6頁、条例の一部改正要旨、新旧対照表は別冊資料の3頁から4頁になります。本条例の一部改正は、特殊勤務手当に関する人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義規定が改められたことから、本条例の一部を改正するものでございます。はじめに議案を朗読し、その後資料によりご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの条文の朗読を省略し、資料によりご説明をいたします。別冊資料3頁になります。

1番の改正の要旨につきましては、冒頭で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

2番の改正の概要につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義規定について、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（以下「政令」という。）に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）」に改めるものであります。

3番の改正による変更点等につきましては、改正前の条例では、「新型コロナウイルス感染症の定義」を「政令に規定するもの」と規定しておりますが、当該政令は、今後改正がない限り令和3年2月6日をもって効力を失うこととなっていることから、令和3年2月7日以降は、職員が新型コロナウイルス感染症に係る緊急措置的業務に従事しても、特殊勤務手当（防疫等業務手当）を支給することが出来なくなることから、今回の人事院規則の改正に倣い、本条例に規定する「新型コロナウイルス感染症の定義」を改正することによって、令和3年2月7日以降も特殊勤務手当（防疫等業務手当）を支給することが可能となるものでございます。

4番の施行期日につきましては、公布の日からの施行となります。なお、資料4頁の新旧対照表は説明を省略いたしますので、後ほどご高覧願います。

議案集6頁の附則から朗読いたします。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第2号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、議案第3号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第9号）についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は7頁から23頁までになります。今回の補正予算の主なものは、人件費の調整、まちづくり寄附件数の増に伴う返礼品発送費用等の追加、地域間幹線バス路線運行支援事業の追加、光ケーブル修繕工事費の追加、障害者自立支援給付費、障害児施設措置費、施設型給付費等の追加、加工野菜等次期作対策支援事業の追加、スポーツセンター床面修繕工事費の追加、大雪消防組合負担金等の人件費調整などによる減額、森林環境譲与税基金積立金の追加、丘のまちびえいまちづくり基金積立金の追加などです。歳入歳出それぞれ2億2,490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ116億6,130万円とするものでございます。最初に議案条文を朗読し、その後、補正内容を説明させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明を申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集は14頁になります。

歳出、第1款議会費、第1項議会費、補正額3万円の追加です。議会報の頁数増加による印刷製本費の追加でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額591万8,000円の追加です。人事異動による一般職給料の増、時間外勤務手当の増による職員手当の増などがございます。

第2目一般管理費、補正額287万5,000円の追加です。説明欄（1）一般管理事業は、まちづくり寄附件数増に伴う返礼品等の発送に係る郵便料の増で202万6,000円の追加。説明欄（2）顧問弁護士事業は、請負代金等請求事件の判決が、原告の請求棄却で確定となったことから、美瑛エコスポーツ実践会に係る顧問弁護士への訴訟委託料の精算分が59万5,000円の追加。同じく元町職員に係る弁護士費用の精算に関して、町が補助する補助金が25万4,000円の追加で、計84万9,000円の追加でございます。

第7目地域振興費、補正額588万5,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者の減少など、大きな影響を受けている地域間幹線バスに対する運行継続に

向けた支援金の追加でございます。

第8目移住対策費、補正額70万円の追加です。下宇莫別住宅など、定住促進住宅の浄化槽ブロー取替、雨漏り修繕など、修繕料の追加でございます。

第13目諸費、補正額954万8,000円の追加です。説明欄(1)の地域情報通信基盤管理運営事業は、光ケーブルの支障移転工事費及び増設工事費の増で300万円の追加です。説明欄(2)の過年度歳入過誤納還付金は、修正申告に係る個人住民税等の還付金の追加などで26万2,000円の追加。説明欄(3)、まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金の寄附件数増に伴う返礼品が552万6,000円の追加、公金代金納付システム利用料が76万円の追加でございます。

16頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、補正額98万円の追加です。説明欄(1)の訪問看護ステーション利用料軽減助成事業は、訪問看護事業利用者の増に伴う助成金の増で9万円の追加。説明欄(2)の介護予防サービス計画事業は、介護予防サービス受給者の増に伴う委託料の増で89万円の追加です。

第3目障害者福祉費、補正額1億2,012万8,000円の追加です。説明欄(1)の障害者自立支援給付費は、障害福祉サービスの利用増による扶助費の増で8,292万8,000円の追加です。説明欄(2)の障害児施設措置費は、放課後等デイサービスの利用増などに伴う扶助費の増で3,720万円の追加です。

第6目高齢者福祉住宅費、補正額8万円の追加です。南町高齢者福祉住宅電気温水器の故障による修繕経費で8万円の追加でございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額733万7,000円の追加です。説明欄(1)の保育所等業務効率化推進事業は、幼保連携型認定こども園における業務のICT化を行うためのシステム導入経費の増で60万円の追加。説明欄(2)の子ども子育て支援事業(特例措置分)は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、感染防止用消耗品、備品購入の経費に係る補助金で、どんぐり保育園一時預かり事業など4カ所で、1カ所当たり50万円で、計200万円の追加になります。説明欄(3)の施設型給付費事業は、認定こども園の園児数の増及び公定価格単価改正に伴う給付費の増で473万7,000円の追加になります。

第2目保育所費、補正額はなく、国庫支出金の増額による財源調整になります。

第4目子ども支援センター費、補正額50万円の追加です。子ども支援センターにおける新型コロナウイルス感染防止対策として、感染防止用の消耗品費に係る追加です。

18頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額はなく、国庫支出金の増額による財源調整になります。

第2目保健指導費、補正額50万円の追加です。育児力育成指導事業に係る新型コロナウイ

ルス感染防止対策として、感染防止用のサーマルカメラの購入経費の追加になります。

第4目保健センター費、補正額4万2,000円の追加です。電話相談件数の増による電話料の追加になります。

第6目環境衛生費、補正額45万1,000円の減額になります。説明欄(1)の浄化槽保守管理協議会補助事業は、浄化槽設置会員数の増加により35万円の追加。説明欄(2)の大雪葬斎組合負担金は、前年度実績数値の確定に伴い、負担割合が確定したことによる減で80万1,000円の減額です。

第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額82万9,000円の減額です。大雪清掃組合負担金の前年度実績数値の確定に伴い、負担割合が確定したことによる減で82万9,000円の減額でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額3,145万7,000円の追加です。説明欄(1)の環境保全型農業直接支払交付金は、割当内示の追加による増で145万7,000円の追加です。説明欄(2)の加工野菜等次期作対策支援事業は、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた加工野菜及び価格が下落している米に対する次期策支援対策経費で3,000万円の追加です。説明欄(3)の農福連携事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による視察の中止による減と、広報宣伝活動によるチラシの作成経費の増で、増減同額のため補正額はありません。

第3項林業費、第1目林業費、補正額34万2,000円の追加です。説明欄(1)の林産業担い手対策補助事業は、新型コロナウイルス感染拡大のため、事業を中止したことにより24万円の減額。説明欄(2)の未来につなぐ森づくり推進補助事業は、植付事業量の増による事業費の増で136万6,000円の追加。説明欄(3)の林道緊急整備事業は、事業完了による執行残の整理で78万4,000円の減額でございます。

20頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額38万1,000円の追加です。新規店舗改装設備導入の増による商店街活性化事業補助金の追加でございます。

第3目観光費、補正額69万2,000円の追加です。保養センター除雪機の故障による新規購入経費でございます。

第2項文化スポーツ振興費、第1目文化振興総務費、補正額29万5,000円の追加です。説明欄(1)の文化社会教育団体等支援事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、こども陶芸展中止による実行委員会補助金の減で25万円の減額です。説明欄(2)のはたちの集い事業は、新型コロナウイルス感染拡大による事業運営方法の変更に伴い、はたちの記念品贈呈に係る経費の増額及び実行委員会による祝賀会中止による減額で、合わせて54万5,000円の追加になります。なお、はたちの集いにつきましては、新型コロナウイルス感染症の更な

る感染拡大を受けて、当初予定されていた、来年1月10日の開催を来年8月に延期することが決定されたことから、今年度予算については記念品の発送のみの予算となる予定でございます。第3目町民センター費、補正額102万円の減額です。町民センターの屋根改修工事の執行残の整理になります。

第7目保健体育施設費、補正額900万9,000円の追加です。スポーツセンターアリーナ床面に隙間が空き、部分的にささくれが生じているため、危険防止のため実施する床面修繕工事経費の追加になります。

第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額227万3,000円の追加です。町営住宅の換気改修、内装補修、給湯設備修繕などに係る修繕経費の追加になります。

第9款消防費、第1項消防費、補正額2,282万6,000円の減額です。大雪消防組合負担金の令和元年度繰越金の精算及び人事異動に伴う人件費の調整、中止となった事業費の精算などによる減額になります。

議案集は22頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校給食費、補正額76万円の追加です。年度途中新規採用者の学校給食従事員の雇用などに伴う、会計年度任用職員報酬の追加になります。

第6目学童保育費、補正額100万円の追加です。新型コロナウイルス感染対策として、学童保育における感染防止用消耗品及び備品購入費の追加になります。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額99万8,000円の追加です。小学校管理運営事業における夏季・冬季休業期間の短縮等による学校事務生の勤務実績増による報酬の追加が28万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策消耗品の追加が71万6,000円でございます。

第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額158万6,000円の追加です。中学校管理運営事業における夏季・冬季休業期間の短縮等による学校事務生の勤務実績増による報酬の追加が15万5,000円、新型コロナウイルス感染対策消耗品の追加が25万8,000円、美瑛中学校への校務支援システム導入に係る備品購入費が117万3,000円の追加です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目森林環境譲与税基金費、補正額1,424万9,000円の追加です。森林環境譲与税の譲与額の増に伴う基金の追加になります。

第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額3,246万1,000円の追加です。9月補正以降のまちづくり寄附金2,003件分、3,246万1,000円を丘のまちびえいまちづくり基金に積立てる補正になります。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明をいたします。議案集は10頁になります。

歳入、第2款地方譲与税、第3項森林環境譲与税、補正額1,424万6,000円の追加

です。森林環境譲与税の増額による追加になります。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額3,607万7,000円の追加でございます。財源調整による普通交付税の追加で、普通交付税の決定額は44億7,096万1,000円で、12月補正後の予算計上額は43億5,607万7,000円、財源留保額は1億1,488万4,000円となっております。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額6,412万4,000円の追加です。社会福祉費負担金の説明欄1の障害者自立支援給付費等負担金は、障害サービス利用増に伴う増で4,146万4,000円の追加。説明欄2の障害児施設措置費負担金は、放課後等デイサービスの利用者増に伴う増額で1,860万円の追加。児童福祉費負担金の説明欄1の施設型給付費等負担金は、認定こども園児童数の増及び公定価格単価改正に伴う給付金の増で406万円の追加となっております。

第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額747万4,000円の追加です。説明欄1の子ども・子育て支援交付金は、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染防止のための消耗品、備品購入費の導入経費に対する補助金で300万円の追加。説明欄2の保育対策総合支援事業費補助金は、幼保連携型認定こども園における業務のICT化を行う事業に対する補助金で40万円の追加。説明欄3の子育て支援対策事業費補助金は、幼児教育保育無償化に係る事務費の補助金で405万円の追加。説明欄4のひとり親世帯臨時特別給付金事業費補助金は、ひとり親世帯臨時特別給付金事業に要する事務費の補助金で2万4,000円の追加になります。

第3目衛生費補助金、補正額12万2,000円の追加です。高齢者医療制度システム改修に係る補助金の追加になります。

第5目教育費補助金、補正額100万円の追加です。学童保育事業における、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る消耗品費、備品購入費に対する子ども・子育て支援交付金の追加になります。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額3,027万8,000円の追加です。社会福祉費負担金の説明欄1の障害者自立支援給付費等負担金は、障害サービス利用増に伴う増で2,073万2,000円の追加。説明欄2の障害児施設措置負担金は、放課後デイサービスの利用増に伴う追加で930万円の追加。児童福祉費負担金の説明欄1の施設型給付費負担金は、認定こども園児童数の増等に伴う給付費の増で24万6,000円の追加でございます。

第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額192万9,000円の追加になります。農業費補助金の説明欄1の環境保全型農業直接支払交付金は、追加内示に伴う109万2,000円の追加です。林業費補助金の説明欄1、未来につなぐ森づくり推進事業補助金は、

植付事業量の増に伴う補助金の追加で、83万7,000円の追加になります。

第5目商工費補助金、補正額600万円の追加です。町外者向けプレミアム付商品券の発行に対するプレミアム付商品券発行支援事業費補助金で、販売総額の10%の600万円を交付決定に基づき、追加補正をするものでございます。

議案集12頁になります。第16款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、補正額200万円の追加です。光回線の申込件数の増に伴うNTTへの光ケーブル貸付料の増で200万円の追加になります。

第2目利子及び配当金、補正額2,000円の追加です。森林環境譲与税基金運用利子の追加になります。

第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入、補正額224万4,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響により木材需要が低下したことから、町有林売払の執行中止に伴う立木売払収入の減額になります。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額3,246万1,000円の追加です。まちづくり寄附金2,003件分の追加になります。まちづくり寄附金は11月25日現在で4,912件、7,791万2,000円となっております。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額2,819万5,000円の追加です。説明欄1の公共施設等整備基金繰入金は、町民センター屋根改修事業の事業費減額に伴う基金繰入金102万1,000円の減額になります。説明欄2の農業振興基金繰入金は、加工野菜等次期作対策支援事業に係る基金繰入金の3,000万円の追加になります。説明欄3の民有林環境保全基金繰入金は、林道緊急整備事業の事業費減額に伴う基金繰入金78万4,000円の減額になります。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額834万6,000円の追加です。財源調整による追加です。令和元年度の繰越金は2億2,946万1,000円で、今回の補正で全額を計上したところでございます。

第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額511万円の減額です。説明欄1の介護予防サービス計画費は、介護予防サービス受給者の増に伴う計画作成費の増で89万円の追加。説明欄2の北海道市町村備荒資金組合超過納付金は、町外者向けのプレミアム付商品券の発行事業に対する北海道の支援補助金が決定となったため、600万円を減額とするものでございます。北海道市町村備荒資金組合超過納付金の取崩しの予算額合計は、600万円減りまして3,680万円となっております。なお、議案集8頁、9頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。はじめに、総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

次に、議案集の14頁及び15頁。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。2款1項7目、地域振興費、説明欄(1)の地域間幹線バス路線運行支援事業について伺います。この事業については、新型コロナウイルスの影響ということですね、重々承知しております。それで、路線の維持ということは本当に大切なことだと思って、複数年も考えた方が、視野に入れた方が良いんじゃないかなと個人的には思ってるんですけども、こちらの方の事業と別に、従来、町の方では平成2年頃から、地域公共交通確保維持改善事業というものに対して400数十万円の支出があるかと思えます。この支出を考慮した上でのこの数字、補正額588万5,000円になってるかどうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(今瀧 毅君) ただいまのご質問なんですけれども、定住自立圏の中に位置づけられた事業項目に基づいた460万円というご説明だと思うんですけども、この460万円の経費につきましては、町から道北バスの方に助成事業として行っております、白金線の老人等の交通費の助成事業と、あと、白金線の児童生徒の通学費の助成事業ということで、高齢者に限らず身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方についても無料券の交付を行っておりますし、白金線を利用する児童生徒に対しても、無料の乗車券を交付していると。その経費に対する道北バスへの経費負担ということですので、今回の支援事業のコロナの影響に伴う、地域間幹線系統の路線維持の助成金、支援金とはまた別の性格のものということで、今回、事業を推進するというところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田です。答弁いただきました。要はこちらの方は考慮した上で、算定に当たっては、新型コロナウイルスの感染と二重立てになってはいないということで理解してよろしいですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○まちづくり推進課長(今瀧 毅君) 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の16頁及び17頁。第3款民生費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の18頁及び19頁。第4款衛生費及び第6款農林水産業費について質疑を許します。

（「はい」の声）

12番山本議員。

○12番（山本賢一議員） 6款1項2目ですね、農業振興費の中の説明欄（2）の加工野菜等次期作対策支援事業なんですけども、これ3,000万円になってますけども、これについては直接的に農業者に支援になるのか、それとも農業者団体を通しての支援なのか、この辺についてちょっと質問したいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） 今のご質問なんですけども、これにつきましては事業者、美瑛町農業協同組合に対して支援をして、そこから各農家さんにいくという流れになっております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） 6番中村です。私も6款1項2目の農業振興費の加工野菜等次期作対策支援事業について、別な角度からお聞きします。先日ですね、担当課の方から詳しく聞いたんですけども、まず、スイートコーンの農家さんが20戸程度あると。そしてそのスイートコーンの処分した量が約52トンあると、かなりの膨大な量ですね。これはですね、すき込むという説明でしたけども、これは昨年秋に、既にすき込んだということで間違いありませんか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） はい、今回対象となった農家さん20戸の部分につきましては、今年8月頃に本来は加工場に出荷する予定だったものが、出荷できなかったということで、そのまま圃場にすき込んだという、今年のものであります。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) そうしますとね、このすき込んだ原因ですけども、これはコロナということ、需要減が原因だったのかですね、もう少し突っ込んでお聞きしますけども、それとも品質に問題があったのか、または、加工場の対策ができていなかったのか、または、市場に問題があったのか、これはどのような原因だったんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川課長。

○農林課長(吉川智巳君) この件につきましては、先ほどの山本議員の一般質問でもありまして、コロナ禍に伴いまして、特に加工野菜の行き場が失ってしまったと。加工場の方も色々在庫の受入等を検討していただいたところらしいんですけども、中々見つからないという状況で、ギリギリまで関係機関も含めて探してきて、結局見つからなかったといった中で、特にスイートコーンについてはもう収穫しなきゃいけないということになりまして、行き場を失ったということでそのまま圃場にすき込んだといった経過になっております。やはり、そういう面でやっぱりコロナの影響ということで市場に出回らなかったということと、行き場がないということで、すき込んだという経過をとったということでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の20頁及び21頁。第7款商工費から第9款消防費までについて質疑を許します。

(「はい」の声)

1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 保田です。それでは7款1項2目、商工業振興費と7款2項7目、保健体育施設費についてお伺いします。

まず最初にですね、商工業振興費の美瑛町商店街活性化事業につきまして、この事業の概要とですね、それから過年度の実績、それと補正の増額となったですね、理由についてお伺いをいたします。

二つ目ですね、7款2項7目、保健体育施設費のですね、スポーツセンター管理運営事業についてですが、アリーナの床面の修繕事業ということですが、これ909万円ということで大きな修繕工事だと思うんですけども、通常、こういった大きな工事についてはですね、当初予算でですね、予算措置をされるのが通常かなと思いますけれども、12月補正ということでここに来てですね、補正でですね、修繕を行わなければならなかった理由とですね、工事の内容ですね、そこをお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（栗原行可君） それでは私の方から、商工業振興費の美瑛町商店街活性化事業の概要、実績、増加の内容についてご答弁申し上げます。美瑛町商店街活性化事業につきましては、美瑛町中心市街地、主に本通、丸山通における空き店舗、空き地の有効活用を図るということで、その活用に取り組む創業者に対して、必要な経費の一部を補助するという内容の事業でございます。平成29年度から創設された事業でございます。これまで29年度は新規で3件、30年度につきましては6件、うち新規が4件で継続が2件、昨年度におきましては新規1件、継続3件の4件ということでございます。本年度、今回、増額補正させていただく内容でございますけれども、新規2件の継続3件の5件ということで、新規の部分が1件増えたと。当初1件ということで前年度から予算を当初から組んでいたところでございますけれども、新たに今年度中に新規が増えたという部分でその不足分、400万円当初で組んでおりましたけれども、不足分である38万1,000円を追加補正したものでございます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 平間文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（平間克哉君） ご質問のですね、スポーツセンターの改修についてご説明をさせていただきます。スポーツセンターのアリーナにつきましては、これまででもですねワックスを塗るとか、ということで計画的に維持管理を進めてまいりましたけれども、今回ですね、器具の点検の中で若干ですね、若干というかですね、一部ですね板の間の隙間、そして板の破損が出てきているということが分かりまして、当初ですね、それを改善するというので計画をしておりましてけれども、やはり今年度の状況を見ますとですね、傷みが激しくなってくるということもございますので、利用者の安全性という観点からも早急な対応が必要になったということで、今回補正予算として提案をさせていただいているということでございます。

また、工事の内容でございますけれども、アリーナ1,100平米ほどございますけれども、その全面に対してですね改修を行いまして、一度研磨をかけて表面を磨きまして、その後に隙間、あと、破損している、割れかけているようなですね部分を補修した上で、改めてウレタン塗装を全部かけ直しまして、再度、今引いております各競技のライン、それを入れまして完成という形で工事を予定しております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） 保田です。それでは7款1項2目のですね、商店街活性化事業についてお伺いいたします。先ほど山本議員の一般質問の答弁の中で町長ですね、企業誘致ですとか、新規創業に対してですね、手厚い支援をできるようにですね、措置していきたいというようなご答弁だったと思いますけれども、まさしくですね、この活性化事業、これは新規創業者に対

する補助事業だと思いますけれども、これはまさしく移住定住、それから雇用促進の観点からいってもですね、重要な事業ではないかなと、そういう風に思っております。それでですね、この商店街活性化事業の補助メニューですとか、そういった部分をですね、今後どのように拡充していこうと考えているのかですね、町長からお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、保田議員ご指摘いただきましたとおり、今後、美瑛町としましては起業、起こす業の起業、スタートアップ、新規就業を支援して産業界を盛り上げていただきたいですし、移住定住の面からも、人口として力をいただきたいというところに、今後、力を入れてまいります。その観点から、現行の制度でございますけれども、補助メニューの中身の拡充、あるいは、この事業ですと対象が限られてるんですけども、対象このままで良いのかどうか、もっと広げた方が良いのかどうかも含めて、拡充策について検討してまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田です。今のご答弁の中でですね、対象を広げるというご答弁ありましたけれども、この事業、中心市街地ですね用途地域の商業地域についてのみの補助だったように記憶してはございますけれども、これを広げるというのは地域を広げたり、業種を広げたりと色んな広げ方があると思いますけれども、そこら辺はどのように考えていますか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まだ確定した話ではございませんし、今まさに予算編成の中身の中で検討していく段でございますので、決定事項、確定事項ではございませんけれども、当初この事業を創設した時の目的というのは、中心市街地の活性化という部分がメインであつたらうと思っております。その部分と、先ほど申しました美瑛町への新規での起業を誘致していくといった時に、中心市街地だけの活性化という観点で良いのかどうかというところを踏まえて、より広域な中での誘致も図っていく必要があるのかどうかということも視野に入れて、拡充策を検討していきたいと考えているところです。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田です。7款2項1目、文化振興総務費、説明欄(1)文

化社会教育団体等支援事業、こども陶芸展の事業について伺います。この同事業は児童生徒が芸術に触れ、また、教育的文化振興交流人口の拡大に寄与する事業と認識しております。この事業に付随しまして、ピースポールの設置というのがビルケの森等で行われているかと思うんですけども、この事業の支障を来たさない減額補正ということで認識してよろしいか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(平間克哉君) 今回の補正につきましては、こども陶芸展の実行委員会ともですね協議した上でですね、陶芸展自体がですね、今回開催できなかったということでの減額ということになっております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の22頁及び23頁。第10款教育費及び第12款諸支出金について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の10頁から13頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の7頁から9頁まで。令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第9号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで議案第3号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第3号の件を採決します。議案第3号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第9号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第6、議案第4号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音町立病院事務局長。

（美瑛町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇）

○町立病院事務局長（観音太郎君） よろしく申し上げます。議案第4号の提案理由について、ご説明申し上げます。議案集は24頁から27頁になります。今回の補正につきましては、新型コロナウイルスに対応した医療機関が申請を行うことによって交付される感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金と、同じく緊急包括支援事業補助金交付による収入の増と、新たに整備する感染防止備品等に係る備品購入費並びに材料費の追加をお願いするものです。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、収益的収入についてご説明をさせていただきます。議案集は26頁です。

第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第6目道補助金、補正額2,130万円の追加です。当院が申請した北海道からの新型コロナウイルス感染症対策関係補助金です。

次に、収益的支出についてですが、第1款病院事業費用、第1項医業費用、第2目材料費、補正額255万円の追加です。新型コロナウイルス感染症対策に係る医師、看護師用の全身防護具購入費用です。

次に、議案集27頁、資本的収入についてです。第1款資本的収入、第3項道補助金、第1目道補助金、補正額700万円の追加です。感染対策交付金のうち、対象となった備品購入費の該当分です。

次に、資本的支出についてです。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額351万円の追加。これは感染防止用フィルター付パーテーション、発熱者診察室用簡易ベッド等購入費の追加でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,326万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,326万1,000円で補てんするものとする。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の24頁から27頁まで。令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）の条文及び補正予算説明全般について、質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第4号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 定住自立圏形成協定の変更について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第7、議案第5号、定住自立圏形成協定の変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長 今瀧 毅君 登壇)

○まちづくり推進課長(今瀧 毅君) 議案第5号、定住自立圏形成協定の変更についての提案理由について、ご説明申し上げます。議案集については28頁から32頁になります。新旧対照表は別冊資料の5頁から12頁になります。本年度、第2期上川中部定住自立圏共生ビジョンが最終年度を迎えることから、令和3年度以降の第3期上川中部定住自立圏共生ビジョンの策定に向けた検討を現在行っており、旭川市と美瑛町との三つの新たな連携事業と、四つの既存事業に加入するための協定書の一部変更を行うものです。はじめに議案を朗読し、別冊資料によりご説明を申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料によりご説明を申し上げます。資料の5頁になります。

別表1で定めている、イ、福祉の表中に子育て支援体制の充実として、こども緊急さぼねつと事業への加入及び住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる無料法律相談事業に加入いたします。

また、6頁になりますが、6頁のウ、教育の表中、高校・専門学校・大学における自治体連携に加入し、生涯学習機会の拡充を図る高等教育機関との連携に取り組んでまいります。

次に、7頁になります。エ、産業振興の表中、新規事業になりますが、実践的な就労体験を通じたマッチング機会の提供及び高校生に対するインターンシップ体験を推進する就業マッチング促進事業及び、8頁の下段になりますが、eスポーツやIT人材育成拠点施設となるICTパーク、仮称ではございますけど、ICTパークを設置し、事業の推進及び運営に係るeスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化の事業、9頁の下段になりますが、魅力的な産業の形成と、圏域が持つ強みを生かした販路拡大等を目指す、地域の強みを生かした産業振興の3事業を、新たな取り組みとして追加させていただきます。

最後になりますが、資料の11頁になります。オ、その他の表中、公共施設の相互利用の促進の加入につきましては、公共施設の広域的活用を図るため、既存事業に本町が加入をさせていただきます。全7事業についての連携体系の整備を行うため、定住自立圏形成協定の一部を変更するものでございます。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。連携中枢都市圏構想を視野に、定住自立圏、こちらの方の共生ビジョンの再構築ということで、意義のあることだと理解しております。

町長に伺いたいのですが、町民の皆さまに分かりやすくこの事業についてお伝えすることが必要かと考えております。それでやはり、住民サービスの向上にもつながることになると思いますので、その辺りについて、お考えをお聞かせください。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、当事業に関わらず、行政に係わる情報について町民の方に分かりやすく知らせていくというのは、もう基本的な姿勢のところだと思っております。当事業につきましても、これに加盟することによりまして、また新たな事業展開することによりまして、どのようなことが町民の方にメリットがあるのかということにつきまして、広報等通じまして、積極的に情報を公開させていただきたいと考えております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、定住自立圏形成協定の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第8、議案第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。本件について提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) それでは、議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。まず、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

菅原氏におかれましては、町商工会青年部長をはじめ、美瑛町景観審議会委員、美瑛町まちづくり委員会委員などを歴任され、現在、美瑛町商工会理事を務められておられます。現委員の小杉氏が令和3年1月26日で任期満了となることから、新たに菅原氏の固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意をお願いするものでございます。委員の任期につきましては3年間となります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論ですが、省略したいと思います。ご異議はありますか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第6号の件を採決します。議案第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は同意することに決定しました。

日程第9 意見書案第11号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第9、意見書案第11号、コロナ禍による地域経済対策を求める意見書についての件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

10番野村祐司議員。

（10番 野村 祐司議員 登壇）

○10番（野村祐司議員） 朗読をもって提案に代えさせていただきます。

（意見書案の朗読を省略する）

以上、ご賛同賜りたく、ご提案を申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、意見書案第11号の件を採決します。意見書案第11号、コロナ禍による地域経済対策を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第11号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第10 所管事務調査の申し出について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第10、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覚議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長からの申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので、了承願います。

閉会宣告

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年第9回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） お疲れさまでした。皆さんのおかげをもって、思っていたよりも早く終わることができました。早く終わることが全てではないですし、僕は何か時間合わせようと思って早口で喋ったりとかしてますけど、皆さんは聞きたいことを聞いて、付き合わなくても良いなとちょっと今日思った部分と、あと質疑と質問の違いですか、今一度確認いただけたらなという風に思っております。何か今回小言ばかり言って終わるみたいであれですので、でも何か良き議論ができたんじゃないかなと思っております。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時58分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年1月26日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 中村 倶 和

議員 桑谷 覺